

一般社団法人日本クリティカルケア看護学会  
学術活動の利益相反（Conflict of Interest：COI）に関する指針

## 序文

一般社団法人日本クリティカルケア看護学会（以下、「本学会」という）は、学術集会の開催、学会誌の刊行、クリティカルケア看護の研究および教育研修、国内外の関連学術団体との協力と連携、その他の当法人の目的を達成するために必要な事業を通して、クリティカルケア看護学の発展に寄与することを目的としている。このうちクリティカルケア看護学の研究は、企業、組織、団体等との産学連携等により行われる場合が少なくない。研究においては公明性、中立性が求められるが、産学連携研究により、学術的、倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）と、産学連携活動に伴い研究者個人が取得する金銭、地位、利権など（私的利益）の2つの利益が研究者個人の中に生じる『利益相反（conflict of interest: COI、以下 COI）』が発生することがある。COI 状態が深刻な場合、研究対象者の人権や生命の安全・安心が損なわれることが起こりうる。また、研究の方法、データの解析、結果の解釈がゆがめられるおそれも生じる。さらに、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされないことも起こりうる。

本学会は、会員に対して COI に関する基本的な考え方を示すことによって、本学会における学術活動の公明性と中立性を確保するために本指針を定めるものである。

## 1. 目的

人を研究対象とする研究は、人権・生命を守り、安全に実施することに格別な配慮が求められる（ヘルシンキ宣言、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針＜文部科学省・厚生労働省、平成 26 年 12 月（平成 29 年 2 月 28 日一部改正）＞、日本看護協会による看護研究における倫理指針（平成 16 年））。本学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、本学会は「学術活動の利益相反（COI）に関する指針」（以下、本指針）を策定する。

本指針の目的は、会員の COI 状態を適切にマネジメントし、学術活動の公明性と中立性を維持し、看護学および看護実践の進歩に貢献することにより、社会的責務を果たすことにある。本指針は、会員などに対して COI についての基本的な考えを示し、本学会の行う事業に参加し発表する場合、自らの COI 状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。

## 2. 利益相反の基本的な考え方

- 1) 本学会は、1. で示した目的を達成するために、本指針に関する「利益相反（Conflict of Interest : COI）に関する指針の運用方法（以下、「運用方法」）を策定する。
- 2) 本指針、「運用方法」の策定・改訂案の作成等は、利益相反委員会が担う。
- 3) 利益相反委員会は、利益相反に関する判断基準を定め、それに準拠して利益相反の可否を審査し、その結果を理事会に上程する。
- 4) 本指針について、産業界等外部に対しても理解と協力を求め、その円滑な運用を図ることにより、産学官連携を推進する。
- 5) 本学会員は、本学会が定める本指針に従わなければならない。

## 3. 定義および対象

### 1) 利益相反の定義

- (1) 本学会の活動に対して、個人的利益または産学連携等の相手方関係者の利益を優先させていると客観的に見られかねない行為
- (2) 本学会の定める諸規定に対する違背、もしくは本学会活動の目的に反し個人的な利害関係を優先させていると第三者からの疑義がもたれる行為
- (3) 学術研究分野全体の共有財形成を阻害するとみられる行為

### 2) 本指針が適用される対象

- (1) 本学会が行うすべての事業活動
- (2) 本学会会員（正会員、賛助会員、名誉会員）
- (3) 本学会の学術集会や教育セミナー等で発表・講演する者
- (4) 本学会の役員（理事、監事）、学術集会長、各種委員会委員長

## 4. 利益相反体制

- 1) 利益相反委員会は、委員長および委員により構成し、理事会から担当理事をおく
- 2) 本学会における利益相反に関して疑義が生じた場合事項は、本指針、「運用方法」にしたがい、利益相反委員会において審査を行い、その結果を理事会で審議し、利益相反の可否を決する。

附則

（施行期日）

本指針は、2017年12月23日から施行する。

2021年3月7日 一部改正

2024年5月12日 一部改正